

事案発生日	令和6年3月27日から令和6年4月21日
事業者名	関門汽船株式会社
発出日	令和6年8月9日
法令違反等の概要	関門汽船株式会社が経営する旅客不定期航路事業及び人の運送をする内航不定期航路事業において、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条第1項に規定する船舶職員の乗り組みに関する基準に適合する船長、一等航海士、一等機関士を乗り込ませないまま14航海の運航をしていたこと、運航管理要員が配乗計画の作成の際に法定職員が確保されていることを確認していなかったこと等の船舶職員及び小型船舶操縦者法及び安全管理規程違反が確認されました。
命令の内容	<p>令和6年9月9日までに以下の是正措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 船舶所有者(関門汽船株式会社)は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条に基づき、乗組み基準に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、適切な海技免状有資格を受有する海技士を乗り組ませること。 経営トップは、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 安全管理括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、自らの責務を再認識し、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括するとともに、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討すること。 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検簿に基づいた点検を実施し、結果を記録すること。 安全管理括管理者は、海上運送法第19条の2の3及び安全管理規程第56条に基づき、輸送の安全に関する情報(安全管理規程、安全管理括管理者・運航管理者に係る情報)について、適時、外部に対して公表すること。
当該違反により付された違反点数	27点
当該事業者に付された累積違反点数	27点